

あなたの地区の 高齢者なんでも相談室



高齢者なんでも相談室では、誰もが住みなれた地域で安心して、その人らしい生活を継続できるように、介護・福祉・健康・医療・生活など、さまざまなご相談に応じます。

※相談は無料です。介護保険の認定を受けていない方も利用できます。

各地域の高齢者なんでも相談室

- 利用時間：午前8時30分～午後5時
- 共通の閉室日：祝日及び12月29日～1月3日

名 称	住 所 電話番号	担当地域	利用できる日	
我孫子北地区 高齢者なんでも相談室	我孫子4-5-28 (山長第6ビル1階)	布施・布施下・弁天下・久寺家・ 根戸※・つくし野・台田・ 我孫子※・並木	平日	○
	04-7179-7360	※根戸・我孫子は鉄道線路の北側	土曜	△ ※第3土曜日は休み
我孫子南地区 高齢者なんでも相談室	緑1-4-5 (モリエビル1階)	根戸※・根戸新田・呼塚新田・船戸・ 我孫子※・我孫子新田・白山・本町・ 緑・寿・栄・若松	平日	○
	04-7199-8311	※根戸・我孫子は鉄道線路の南側	土曜	○
天王台地区 高齢者なんでも相談室	柴崎台4-5-13 (クオリティヒル大塚1階)	泉・天王台・東我孫子・柴崎・柴崎 台・北新田・日の出・青山台・青山・ 南青山・高野山・高野山新田・下ヶ 戸・岡発戸・岡発戸新田・都部・都部 新田・都部村新田	平日	○
	04-7182-4100		土曜	○
湖北・湖北台地区 高齢者なんでも相談室	湖北台1-13-4	湖北台・中峠台・中峠・中峠村下・ 中里・中里新田・古戸・日秀・日秀新 田・上沼田	平日	○
	04-7187-6777		土曜	△ ※第1土曜日は休み
布佐・新木地区 高齢者なんでも相談室	布佐平和台4-1-1	新木・新木野・新木村下・中沼田・南 新木・布佐西町・布佐・布佐平和台・ 江蔵地・都・新々田・三河屋新田・相 島新田・相島・大作新田・布佐下新 田・浅間前新田・浅間前・下沼田	平日	○
	04-7189-0294		土曜	○
			日曜	第4日曜日

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

みんなのあんしん 介護保険

令和7年度版

わかりやすい利用の手引き



我孫子市

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです



40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とし、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護保険サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、できる限り自立した生活を送れるよう支援します。

本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

令和7年度 介護保険制度改正のポイント

◆介護保険サービスの費用・保険料に関する主な変更点

一部の多床室で室料が徴収されるように。(令和7年8月から) ▶26ページ

介護保険料等の算定における年金収入等の基準額を変更。(令和7年4月から) ▶29ページ
(令和7年8月から) ▶26・27ページ

介護保険の申請や届け出には、「マイナンバー」が必要です

介護保険の各種申請や届け出には、原則として、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。窓口では本人確認のため、マイナンバーの確認と身元確認を行います。

◆マイナンバーの確認には次のいずれかが必要

- ・マイナンバー(個人番号)カード
- ・通知カード(住所、氏名等が住民票と一致している)
- ・個人番号が記載された住民票 等

◆身元確認には次のいずれかが必要

- ・マイナンバー(個人番号)カード
 - ・運転免許証
 - ・パスポート 等の写真つきの身分証明書
- 写真がない身分証明書の場合は2種類が必要。

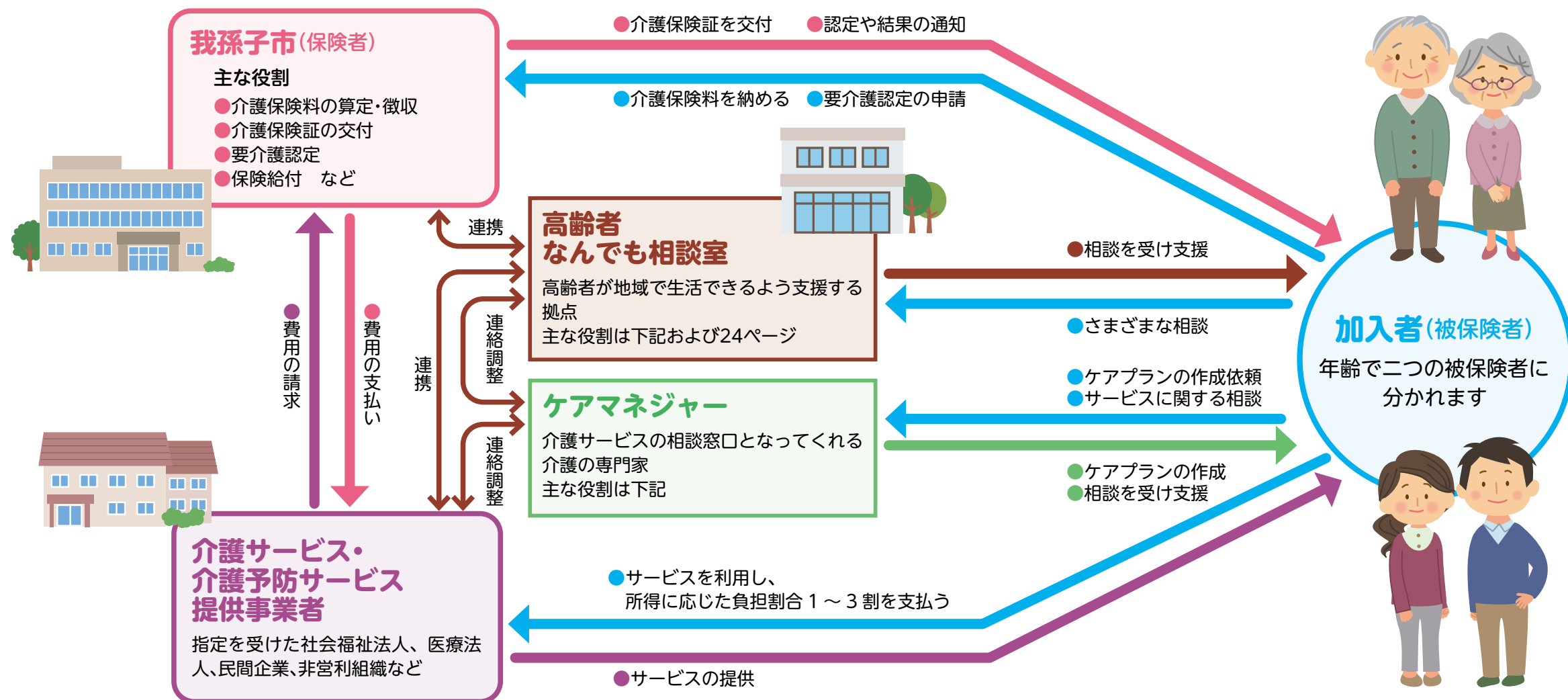
今後の制度改正等により、内容の一部が変更になる場合があります。

もくじ

介護保険制度のしくみ	4
住みなれた地域でいつまでも元気に	4
サービス利用の手順	6
サービス利用の流れ①	6
要介護認定の流れ	6
サービス利用の流れ②	8
介護サービス【要介護1～5の方へ】	10
介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす	10
施設サービスの種類と費用のめやす	14
介護予防サービス【要支援1・2の方へ】	15
介護予防サービスの種類と費用のめやす	15
福祉用具貸与・購入、住宅改修	18
生活環境を整えるサービス	18
地域密着型サービス	20
住みなれた地域で受けるサービス	20
介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)	22
自分らしい生活を続けるために	22
コラム 高齢者なんでも相談室のご案内	24
費用の支払い	25
自己負担限度額と負担の軽減	25
介護保険料の決まり方・納め方	28
社会全体で介護保険制度を支えています	28

住みなれた地域でいつまでも 元気に

介護保険は、住みなれた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40 歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となり、保険料を納めます。運営は市区町村が行っています。



「高齢者なんでも相談室」とは？

高齢者なんでも相談室は、地域の高齢者の総合相談窓口です。

→ 詳しくは 24 ページ

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域の福祉事業所や地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など



※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



サービス利用の流れ ①

介護サービスや介護市の窓口や高齢者な

予防サービス、サービス・活動事業を利用するには、まずは、我孫子んでも相談室に相談しましょう。



① 相談する

我孫子市の窓口または高齢者なんでも相談室で、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

- ・介護サービスが必要
- ・住宅改修が必要など



- ・生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからないなど



- ・介護予防に取り組みたいなど



② 心身の状態を調べる

要介護認定を受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

要介護認定を受ける

要介護認定の申請

要介護認定(調査～判定)

市の窓口等に申請して、要介護認定を受けます。
(下記参照)

認定

③ 体の状態を知る

要介護認定によって心身の状態が判定されます。

要介護度

要介護5
要介護4
要介護3
要介護2
要介護1

要支援2
要支援1

重
介護が必要な度合い
軽

非該当

④ 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。

介護サービス
を利用できます。



介護予防サービス
を利用できます。



総合事業

サービス・活動事業
を利用できます。



一般介護予防事業
を利用できます。



サービス利用の流れ②へ(8ページから)

要介護認定の流れ

介護(予防)サービスを利用するには、要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

① 要介護認定の申請

要介護認定を希望する方は、高齢者支援課の窓口で申請をしてください。申請は本人または家族のほか、成年後見人、高齢者なんでも相談室、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともでき、電話での申請も受け付けています(Tel 04-7185-1111)。



申請に必要なもの

- 申請書*
- 介護保険証
- 本人確認書類

*マイナンバー、主治医の氏名・医療機関名などを記入します。
*高齢者支援課の窓口もしくは市のホームページからもダウンロード可能です。

- 40～64歳の方は、「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「有効な健康保険証」のいずれかをご提示ください。いずれもお持ちでない場合は、事前にマイナポータルから「医療保険の資格情報」の画面をダウンロードしご提示ください。

② 要介護認定(調査～判定)

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

●訪問調査

市の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取ります。

●主治医の意見書

市の依頼により主治医が意見書を作成します。

●一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

●二次判定(認定審査会)

一次判定や特記事項、主治医の意見書などをもとに、専門家が審査します。



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

介護サービス

介護予防サービス

福祉用具貸与・購入
住宅改修

地域密着型
サービス

介護予防・日常生活
支援総合事業

費用の支払い

介護保険料の
決まり方・納め方

サービス利用の流れ ②

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援連絡します。また、要支援1・2と認定された方および事業対象者は高齢者なんでも相談

援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に室に連絡します。

ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいか、という希望をしっかりと伝えましょう。



要介護1～5の方

自宅でくらしながらサービスを利用したい
自宅を中心に利用する
介護サービスの種類
(P.10～)



①居宅介護支援事業者に連絡します

- 市などが発行する事業者一覧のなかから**居宅介護支援事業者**（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。



②ケアプラン※¹を作成します

- 担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。



③サービスを利用します

- サービス事業者と契約※²します。
- ケアプランにそって**介護サービス**を利用します。



介護保険施設へ入所したい

施設サービスの種類 (P.14)



①介護保険施設に連絡します

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



②ケアプラン※¹を作成します

- 入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

③サービスを利用します

- ケアプランにそって介護保険の**施設サービス**を利用します。



小規模多機能型居宅介護を利用したい

小規模多機能型居宅介護 (P.20)



①小規模多機能型居宅介護事業者に連絡します

- お住まいの地域にある事業所を利用できます。
- 要支援認定を受けた方は、高齢者なんでも相談室に相談することもできます。

②(介護予防)ケアプラン※¹を作成します

- 契約した事業所のケアマネジャーが、利用者と面接し、ケアプランを作成します。



③サービスを利用します

- ケアプランにそって**小規模多機能型居宅介護**を利用します。



要支援1・2の方

①高齢者なんでも相談室に連絡します

- お住まいの地区を担当する高齢者なんでも相談室に連絡、相談をします。
- 介護予防サービス**の種類 (P.15～)
- サービス・活動事業**について (P.23)

②職員に希望を伝えます

- 家族や高齢者なんでも相談室の職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

③介護予防ケアプラン※¹を作成します

- 高齢者なんでも相談室の職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成します。



④サービスを利用します

- サービス事業者と契約※²します。
- 介護予防ケアプランにそって**介護予防サービス** および **サービス・活動事業**を利用します。



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

介護サービス

介護予防サービス

福祉用具貸与・購入
住宅改修

地域密着型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業

費用の支払い

介護保険料の
決まり方・納め方

介護サービス（居宅サービス）の種類と費用のめやす

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設にこれらのサービスのなかから、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

※費用は施設の体制などによって異なります。 ※ **地域密着型サービス** については20・21ページをご覧ください。

ケアプランの作成・サービス利用についての相談

居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。



ケアプランの作成および相談は**無料**です（全額を介護保険で負担します）。

納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。



事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム (<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するなら、実際に見学をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。

介護 公表

検索



入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。

※自己負担は1～3割です。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやすとして**掲載しています。

※このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。

※自己負担のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

日常生活の手助けをしてもらう

訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。



〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

〈生活援助〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など

自己負担(1割)のめやす

身体介護 中心	20分～30分未満	244円
	30分以上1時間未満	387円
生活援助 中心	20分～45分未満	179円
	45分以上	220円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助※(1回) 97円

※通院等のための乗車または降車の介助（乗車前・降車後の移動介助等の一連のサービス行為を含む）を指します。

！以下のサービスは、介護保険の対象外です

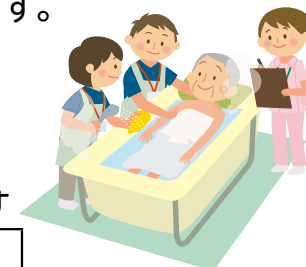
本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 草むしり・花の手入れ
- 来客の対応
- 模様替え
- 洗車 など

自宅を訪問してもらう

訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	1,266円
----	--------

訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	308円
----	------

介護サービス（居宅サービス）の種類と費用のめやす

お医者さんの指導のもとのお言・管理

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす
【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	399円
	30分～1時間未満	574円
訪問看護 ステーションから	20分～30分未満	471円
	30分～1時間未満	823円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



施設に通う

通所介護【デイサービス】

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・個別機能訓練 56円／1日
- ・栄養改善 200円／1回
- ・口腔機能向上 150円／1回

※食費、日常生活費は別途負担となります。

通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	762円
要介護2	903円
要介護3	1,046円
要介護4	1,215円
要介護5	1,379円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・栄養改善 200円／1回
- ・口腔機能向上 150円／1回

※食費、日常生活費は別途負担となります。



共生型サービス

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。障害福祉事業所の指定を受けていれば、介護保険事業所の指定も受けやすくなりました。



【対象サービス】

訪問介護 デイサービス ショートステイ 等

障害福祉サービスを受けてきた方が65歳になると、なじみの事業所でサービスを受け続けることが難しいという問題がありました(65歳以上で公的サービスを受ける場合、介護保険が優先されるため)。この問題を解消するために「共生型サービス」が創設されました。

低所得の障害者の方のための負担の減免が行われます。⇒27ページ

※自己負担は1～3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。
※このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。

短期間施設に泊まる

短期入所生活介護

【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

短期入所療養介護

【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。



【居室の違い】

- 従来型個室：共同生活室(リビングスペース)を併設していない個室
- ユニット型個室：共同生活室(リビングスペース)を併設している個室
- ユニット型個室的多床室：ユニット型個室に準じた完全な個室ではない居室。「ユニット型準個室」から名称が変更されました。

施設に入っている方が利用する介護サービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)】

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



その他のサービス

- 福祉用具貸与・購入、住宅改修…………… 18・19ページ
- 地域密着型サービス…………… 20・21ページ

施設サービスの種類と費用のめやす

介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。
介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。
入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。
- ※居室の違いは、13 ページを参照してください。
- ※自己負担は1～3割です。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやすとして**掲載しています。
- ※このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。
- ※施設サービス費のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。



生活介護が中心の施設 介護老人福祉施設 【特別養護老人ホーム】

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。 ※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす			
要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	約21,960円	約21,960円	約24,450円
要介護 4	約24,060円	約24,060円	約26,580円
要介護 5	約26,130円	約26,130円	約28,650円

介護やリハビリが中心の施設 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす			
要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約21,510円	約23,790円	約24,060円
要介護 2	約22,890円	約25,290円	約25,440円
要介護 3	約24,840円	約27,240円	約27,390円
要介護 4	約26,490円	約28,830円	約29,040円
要介護 5	約27,960円	約30,360円	約30,540円

長期療養の機能を備えた施設 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。

※介護療養型医療施設（令和6年3月末に廃止）の転換先として、平成30年4月に創設された施設です。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす			
要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約21,630円	約24,990円	約25,500円
要介護 2	約24,960円	約28,290円	約28,800円
要介護 3	約32,100円	約35,460円	約35,970円
要介護 4	約35,160円	約38,490円	約39,000円
要介護 5	約37,890円	約41,250円	約41,760円

介護予防サービスの種類と費用のめやす



介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。
できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

- ※費用は施設の体制などによって異なります。
- ※**地域密着型サービス**については20・21 ページをご覧ください。
- ※自己負担は1～3割です（負担割合については25 ページ）。
- ※本冊子は、**自己負担1割の費用をめやすとして**掲載しています。
- ※このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。
- ※自己負担のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

総合事業の開始にともなって、介護予防サービスの「訪問介護」、「通所介護」は、「サービス・活動事業」に移行しました。要支援1・2の方は、サービス・活動事業の訪問型や通所型のサービスを利用することができます。

介護予防ケアプランの作成・サービス利用についての相談

介護予防支援

高齢者なんでも相談室の職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。



介護予防ケアプランの作成および相談は**無料**です（全額を介護保険で負担します）。

自宅を訪問してもらう

介護予防訪問入浴介護

浴室がない場合や浴室の利用が難しい場合に入浴のお手伝いのサービスを受けられます。



自己負担(1割)のめやす	
1回	856円

介護予防訪問リハビリテーション

専門家に訪問してもらい、利用者が自分で行える体操やリハビリなどの指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす	
1回	298円

介護保険制度のしくみ
サービス利用の手順
介護サービス
介護予防サービス
福祉用具貸与・購入
住宅改修
地域密着型サービス
介護予防・日常生活支援総合事業
費用の支払い
介護保険料の決め方・納め方

介護予防サービスの種類と費用のめやす

お医者さんの指導のもとのお言・管理

介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

看護師などに訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを受けます。



自己負担(1割)のめやす
【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	382円
	30分～1時間未満	553円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	451円
	30分～1時間未満	794円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

施設に通う

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	2,268円
要支援 2	4,228円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・栄養改善 200円/月
・口腔機能向上 150円/月 など
※食費、日常生活費は別途負担となります。

介護予防が大切なのはなぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。実際、要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分でいき、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができるのです。



※自己負担は1～3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。
※このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。

短期間施設に泊まる

介護予防短期入所生活介護【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	451円	451円	529円
要支援 2	561円	561円	656円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

介護予防短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	579円	613円	624円
要支援 2	726円	774円	789円

施設に入っている方が利用する介護サービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)】

要支援 1	183円
要支援 2	313円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

その他のサービス

福祉用具貸与・購入、住宅改修…………… 18・19 ページ
地域密着型サービス…………… 20・21 ページ
サービス・活動事業…………… 23 ページ

介護保険制度のしくみ
サービスの利用の手順
介護サービスの種類
介護予防サービス
福祉用具貸与・購入、住宅改修
地域密着型サービス
介護予防・日常生活支援総合事業
費用の支払い
決まり方・納め方
介護保険料の決め方

生活環境を整えるサービス

自立した生活をするための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の品目が貸し出しの対象となります。

原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、⑦～⑩のみ利用できます。

⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。

◆印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。

★印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません。

- | | |
|---|--|
| ① 車いす◆ | ⑧ スロープ(工事をとまなわないもの) |
| ② 車いす付属品(クッション、電動補助装置等)◆ | ⑨ 歩行器 |
| ③ 特殊寝台◆ | ⑩ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等) |
| ④ 特殊寝台付属品◆(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等) | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器◆(離床センサーを含む) |
| ⑤ 床ずれ防止用具◆ | ⑫ 移動用リフト◆(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む) |
| ⑥ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む)◆ | ⑬ 自動排せつ処理装置★
(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます) |
| ⑦ 手すり(工事をとまなわないもの) | |

貸与価格を適正にするための制度

・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されています。その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。

・事業者には下記①、②が義務付けられています。

- ① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
- ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。



月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

福祉用具を買う

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

申請が必要です

購入費支給の対象は、次の品目です。

- | | | |
|---------------------------------------|-----------------|--|
| ●腰掛便座(便座の底上げ部材を含む) | ●自動排せつ処理装置の交換部品 | ※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。 |
| ●入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等) | ●移動用リフトのつり具の部分 | |
| ●簡易浴槽 | | |
| ●排せつ予測支援機器 | | |
| ●固定用スロープ | ●歩行器(歩行車を除く) | |
| ●歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ) | | 貸与と購入を選択できます。 |

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円だった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

●利用者負担について

※いったん利用者が全額を負担します。あとで領収書などを添えて市に申請すると、費用の9割～7割が支給されます(償還払い)。
※市に登録された事業者により特定福祉用具を購入した場合は、自己負担分のみ(1割～3割)を事業者へ支払うことにより特定福祉用具を購入することができます(受領委任払い)。
※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。



より安全な生活が送れるように住宅を改修する

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

事前と事後に申請が必要です

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。
(費用が20万円だったとき、自己負担1割の場合は2万円、2割の場合は4万円、3割の場合は6万円が自己負担額です)

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市の窓口にご相談しましょう。

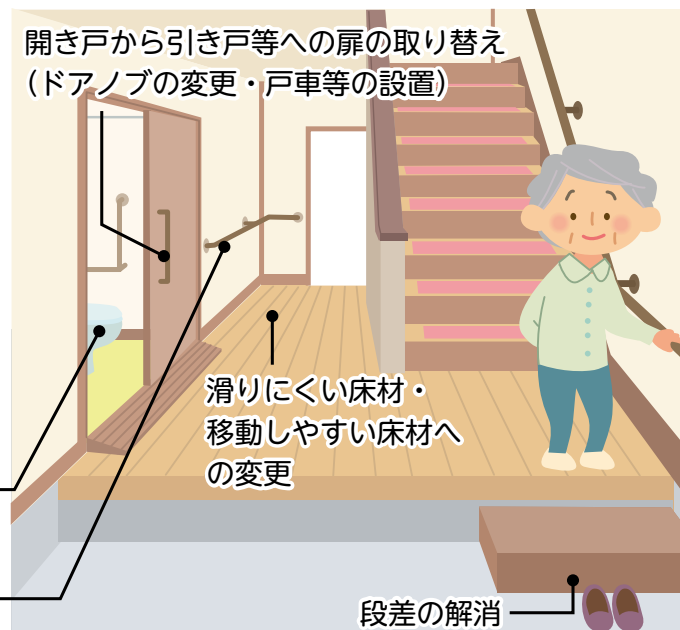
和式便器から
洋式便器への取り替え

手すりの取り付け

開き戸から引き戸等への扉の取り替え
(ドアノブの変更・戸車等の設置)

滑りにくい床材・
移動しやすい床材へ
の変更

段差の解消



◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。
- 利用者負担について
- ※いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで市に申請すると、費用の9割～7割が支給されます(償還払い)。
- ※市に登録された事業者により改修工事を行った場合は、利用者は自己負担分のみ(1割～3割)を事業者へ支払うことにより住宅改修を行うことができます(受領委任払い)。

支給限度額／20万円まで(原則1回限り)

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。
また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りをとりましょう。



手続きの流れ(事前と事後の申請が必要です) 【償還払い(後から払い戻される)の場合】

相談

- ケアマネジャーや市の窓口等に相談します。

事前申請

- 工事を始める前に、市の窓口に必要な書類を提出します。

【申請書類】

- ・支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・工事着工前の写真(日付入り)
- ・図面
- ・工事費の見積書(利用者宛のもの)等

- 市から着工の許可が下りてから着工します。

工事・
支払い

- 改修費用を事業所にいったん全額支払います。

事後申請

- 市の窓口へ支給申請のための書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・改修後の写真(日付入り)
- ・工事費の内訳書
- ・領収書(利用者宛のもの)等

払い戻し

- 工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割が支給されます。

住みなれた地域で受けるサービス

住みなれた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです(サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります)。

- ※基本的には利用者は事業所のある市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。
- ※費用は施設の体制などによって異なります。
- ※自己負担は1～3割です(負担割合については25ページ)。
- 本冊子は、**自己負担1割の費用をめやすとして**掲載しています。
- ※このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。
- ※自己負担のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

小規模多機能型居宅介護

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす
【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要支援 1	3,450円
要支援 2	6,972円
要介護 1	10,458円
要介護 2	15,370円
要介護 3	22,359円
要介護 4	24,677円
要介護 5	27,209円



※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

看護小規模多機能型居宅介護

【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす
【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要介護 1	12,447円
要介護 2	17,415円
要介護 3	24,481円
要介護 4	27,766円
要介護 5	31,408円



※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

認知症の方向けのサービス

認知症対応型通所介護

(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす
【7～8時間未満の利用の場合】

要支援 1	861円
要支援 2	961円
要介護 1	994円
要介護 2	1,102円
要介護 3	1,210円
要介護 4	1,319円
要介護 5	1,427円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

認知症対応型共同生活介護

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

【グループホーム】

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	749円
要介護 1	753円
要介護 2	788円
要介護 3	812円
要介護 4	828円
要介護 5	845円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援1の方は利用できません。

地域の小規模な施設に移り住んで受ける介護サービス

地域密着型

介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護 3	745円	745円	828円
要介護 4	817円	817円	901円
要介護 5	887円	887円	971円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方です。

地域密着型

特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

542円	546円
609円	614円
679円	685円
744円	750円
813円	820円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。



小規模な施設の通所介護サービス

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす
【7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	753円
要介護 2	890円
要介護 3	1,032円
要介護 4	1,172円
要介護 5	1,312円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

24時間対応の訪問サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用	夜間のみ利用
要介護 1	5,446円	7,946円	基本対応 989円
要介護 2	9,720円	12,413円	
要介護 3	16,140円	18,948円	
要介護 4	20,417円	23,358円	
要介護 5	24,692円	28,298円	

※要支援の方は利用できません。



夜間の訪問サービス

夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護などがあります。

自己負担(1割)のめやす
【基本対応の場合】

1カ月	989円
-----	------

※要支援の方は利用できません。



自分らしい生活をするために

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、サービス・活動事業と一般介護予防事業の二つからなります。

サービス・活動事業

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 生活支援サービス

対象者
要支援1・2の認定を受けた方

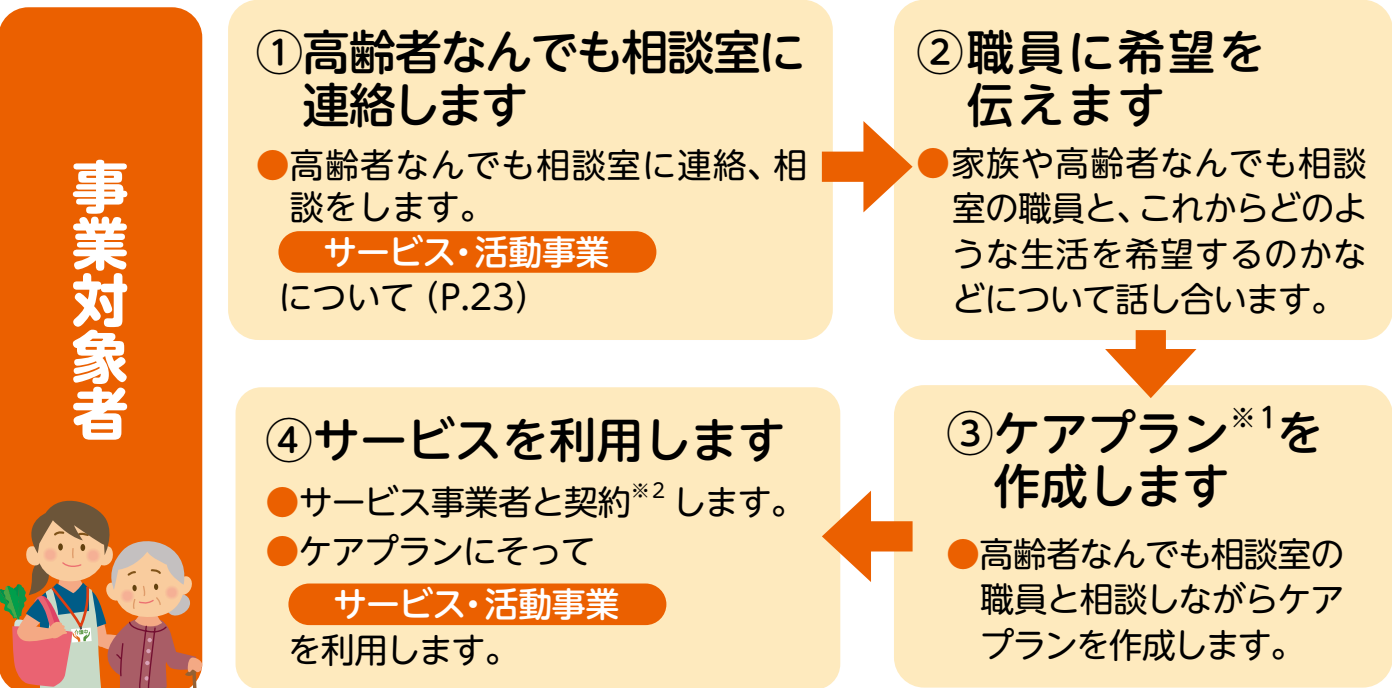
一般介護予防事業

高齢者が日常的に介護予防に取り組めるような教室など

対象者
65歳以上のすべての方

総合事業のポイント

- **介護予防サービス** の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は、**サービス・活動事業** に移行しました。
- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス** と **サービス・活動事業** を利用できます。



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。
※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

サービス・活動事業

対象者 要支援1・2の方

■介護予防ケアマネジメント

高齢者なんでも相談室の職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。

■訪問型サービス

・食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助
1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

週1回程度の利用	1,176円
週2回程度の利用	2,349円
週2回程度を超える利用(要支援2のみ)	3,727円

※身体介護、生活援助の区分はありません。※乗車・降車等介助は利用できません。



■訪問型サービス A

・基準を緩和した訪問型サービス(ホームヘルパーの資格を要しない訪問介護サービス)
自己負担(1割)のめやす

事業対象者・要支援1、要支援2(1回) (週2回まで)	140円
--------------------------------	------

※生活援助のみ。

■通所型サービス

・食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど
1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

事業対象者・要支援1	1,798円
要支援2	3,621円



一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようするための教室(介護予防教室)などを実施します。

対象者 65歳以上のすべての方

■介護予防強化型きらめきデイサービス

●高齢者の交流の場(サロン)で介護予防の取り組みを行っています。

■出前講座

●高齢者のサロンや自治会の集まりなどに市の職員が出向き、介護予防に関する講話や体操などをテーマにお話しします。10人以上の団体向けの講座です。

■健康体力づくり教室

●介護予防拠点施設や地域住民が主体となっていく体操を中心とした教室です。

■介護予防教室

●高齢者なんでも相談室が主催する体操や認知症予防に関する講座などを行う教室です。

■遊具うんどう教室(※こちらは対象者をおおむね65歳以上の方としています)

●市内3つの公園に設置された専用遊具を利用して運動機能の維持、健康づくりを行っています。

介護保険制度のしくみ
サービス利用の手順
介護サービス
介護予防サービス
福祉用具貸与・購入・住宅改修
地域密着型サービス
介護予防・日常生活支援総合事業
費用の支払い
決まり方・納め方

高齢者なんでも相談室のご案内

高齢者に寄り添う
相談支援窓口です

どんな些細な疑問や困りごとでも、
気軽にお問い合わせください。



高齢者なんでも相談室はこのような支援や相談を行っています

介護予防を応援します！

要支援1・2および事業対象者の方の介護予防ケアプランなどを作成して、効果を評価します。



さまざまな困りごとに寄り添います！

高齢者やご家族のさまざまな困りごとに対して、解決策をいっしょに考えます。



積極的に
ご利用ください



高齢者なんでも相談室のスタッフ

高齢者なんでも相談室のスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士を中心に構成されています。

ケアを担う家族を支えます！

介護する家族の困りごとに寄り添い、支えることで介護疲れ、介護離職、介護うつを予防します。



一人ひとりに合った支援を提供するためにサポートします！

ケアマネジャーのサポートや医療機関など、関係機関と連携・調整します。



「高齢者の権利を守ります」

総合事業のほかに地域支援事業として、高齢者の権利を擁護するための支援も行っています。

次のようなお悩みは、高齢者なんでも相談室にご相談ください。

預貯金通帳や財産の管理が自分では不安になってきた

訪問販売等でほしくない物を買ったり、高額な工事の契約をしてしまった

家族やサービス事業者の人からたたかれた、無視された、威圧的な態度をとられた

など



費用の支払い

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

● 介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険のサービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限（支給限度額）が設けられています（下表）。限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分が全額自己負担になります。

■ サービスの支給限度額（1カ月）のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

支給限度額の範囲内でサービスを利用した場合は、1～3割の自己負担となります。支給限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分が全額自己負担となります。



上記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

■ 支給限度額に含まれないサービス

- ・特定福祉用具購入
- ・居宅介護住宅改修
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- ・認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

介護保険サービスの自己負担割合

介護保険サービスの自己負担割合

所得区分		自己負担割合
右の①②の両方を満たす方	① 65歳以上で本人の合計所得金額 ^{※1} が220万円以上 ② 本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得金額 ^{※2} が ◆1人の場合340万円以上 ◆2人以上の場合、合わせて463万円以上	3割
右の①②の両方を満たす方で3割負担とならない方	① 65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上 ② 本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得金額が ◆1人の場合280万円以上 ◆2人以上の場合、合わせて346万円以上	2割
2割負担、3割負担の対象とならない方（64歳以下の方、本人の合計所得金額が160万円未満の方等）		1割

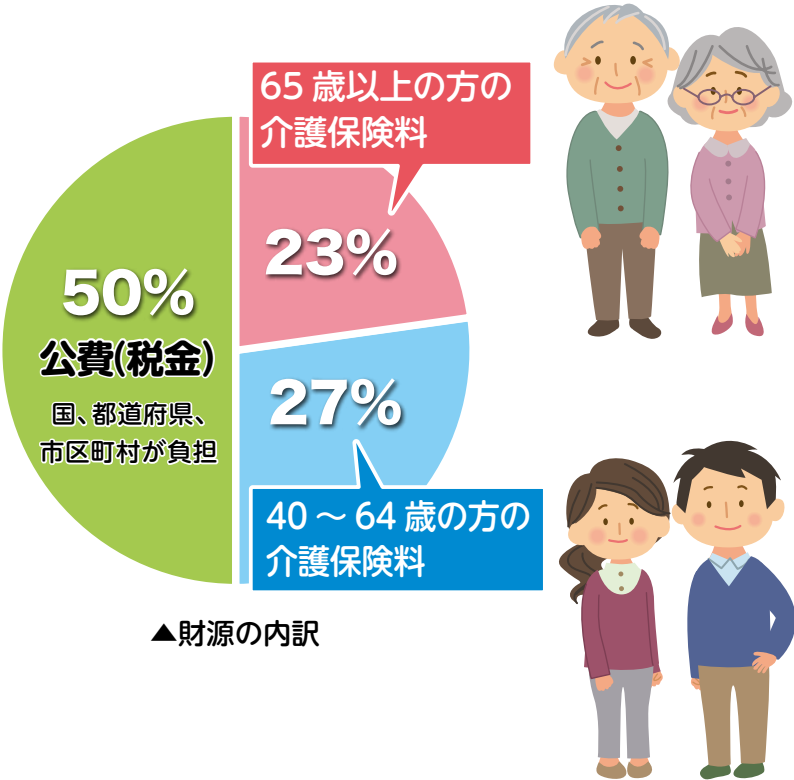
※1「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

※2「その他の合計所得金額」とは、※1の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

社会全体で介護保険制度を支えています

介護保険制度は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護保険料はきちんと納めましょう。

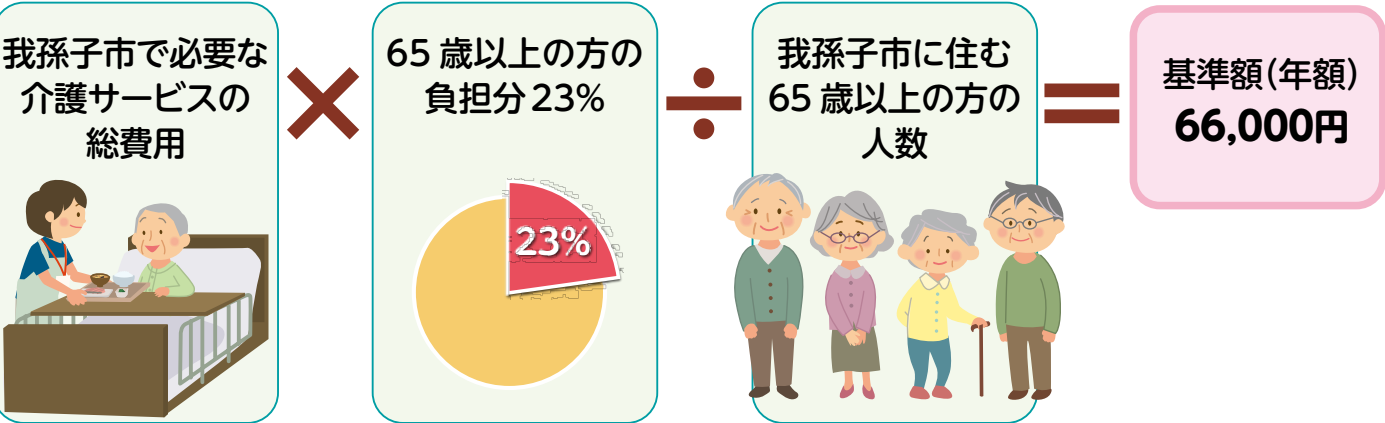
介護保険料の負担割合は、65歳以上の方と40～64歳の方の人口比率をもとに決められます。



65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、我孫子市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方



基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。介護保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなりすぎないように本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

あなたの介護保険料を確認しましょう

我孫子市の令和6年度～令和8年度の介護保険料の基準額 66,000円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、18段階に分かれます。

所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	保険料率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.25	16,500円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で 80.9万円以下の方	基準額 × 0.35	23,100円
第3段階 ^{※3}	前年の課税年金収入額と 120万円以下の方	基準額 × 0.63	41,500円
第4段階	合計所得金額 ^{※2} の合計が 120万円超の方	基準額 × 0.90	59,400円
第5段階 ^{※3}	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 80.9万円超の方	基準額 × 1.00	66,000円(基準額)
第6段階	120万円未満の方	基準額 × 1.25	82,500円
第7段階	120万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.30	85,800円
第8段階	200万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.50	99,000円
第9段階	300万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.60	105,600円
第10段階	400万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.75	115,500円
第11段階	本人が 500万円以上600万円未満の方	基準額 × 1.90	125,400円
第12段階	住民税課税で 前年の 600万円以上700万円未満の方	基準額 × 1.95	128,700円
第13段階	合計所得金額が 700万円以上800万円未満の方	基準額 × 2.00	132,000円
第14段階	800万円以上900万円未満の方	基準額 × 2.10	138,600円
第15段階	900万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.20	145,200円
第16段階	1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額 × 2.30	151,800円
第17段階	1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額 × 2.40	158,400円
第18段階	2,000万円以上の方	基準額 × 2.50	165,000円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離課税所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

※3 転入した場合、暫定的に第3段階または第5段階で賦課し、前住所地からの所得情報が確認出来次第、確定した所得段階で賦課します。

●第1～3段階の方の介護保険料は、公費によって負担が軽くなるように調整されています。

介護保険制度のしくみ
サービス利用の手順
介護サービス
介護予防サービス
福祉用具貸与・購入・住宅改修
地域密着型サービス
介護予防・日常生活支援総合事業
費用の支払い
介護保険料の決まり方・納め方

65 歳以上の方の介護保険料の納め方

65 歳以上になった月（65 歳の誕生日の前日の属する月）の分から納めます。

納め方は受給している年金^{*}の額によって 2 通りに分かります。

^{*}受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額18万円以上の方→特別徴収（年金天引き）になります

- 保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に年6回に分けて天引きになります。65歳以上の方の保険料は、6月以降に確定します。そのため、4月、6月、8月は、暫定的な額での徴収（仮徴収）となります。通常は、前年度の2月期と同額です（特別徴収額の調整のため、8月から徴収額が変わる場合もあります）。

！本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

●年度途中で保険料が増額になった

→ 増額分を納付書で納めます。

- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

→ 原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6カ月後から天引きになります。それまでは、納付書で納めます。

年金が年額18万円未満の方・当該年度中に65歳になった方
→普通徴収（納付書または口座振替）での納付になります

- 我孫子市から送られてくる納付書により、コンビニエンスストアまたは取り扱い金融機関（納付書裏面記載）で納めます。
^{*}当該年度中に65歳になった方は、受給している年金の額に関係なく一定の期間普通徴収で納め、翌年度以降に特別徴収（年金天引き）へ切り替わります。

詳しくは我孫子市ホームページをご覧ください。

- クレジットカード、PayPay、PayB での納付も可能です。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**介護保険料の口座振替が便利**です。

①介護保険料の納付書、通帳、印かん（通帳届出印）を用意します。

②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

〈取り扱い金融機関〉

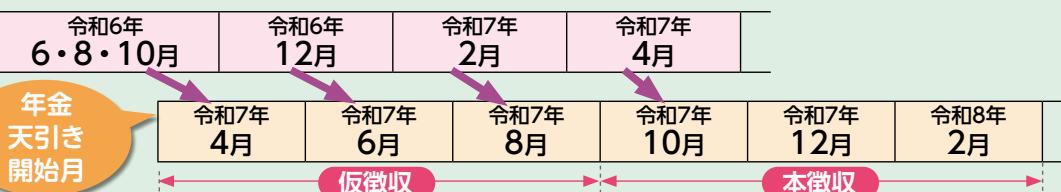
千葉銀行・本支店	京葉銀行・本支店
三菱UFJ銀行・本支店	千葉信用金庫・本支店
りそな銀行・本支店	ちば東葛農業協同組合・本支店
千葉興業銀行・本支店	中央労働金庫
みずほ銀行・本支店	水戸信用金庫・本支店
三井住友銀行・本支店	東京ベイ信用金庫・本支店
常陽銀行・本支店	ゆうちょ銀行

特別徴収 開始時期のめやす

普通徴収（納付書での納付）から 特別徴収（年金天引き）に自動的に切り替わります。

4月・6月・8月・10月に年金天引きへの切り替えが行われます。切り替え開始時には通知します。

我孫子市での初めての年金受給月



【例1】 令和6年6月・8月・10月のいずれかの月が我孫子市での初めての年金受給月 → 令和7年4月から年金天引き開始

【例2】 令和7年2月が我孫子市での初めての年金受給月 → 令和7年8月から年金天引き開始

介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。

納期限を過ぎると

督促が行われます。督促手数料や延滞金が徴収される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額を自己負担します。申請により後から保険給付費（本来の自己負担を除く費用）が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん全額自己負担となり、申請しても保険給付費の一部または全額が一時的に差し止められます。滞納が続く場合は、差し止められた額から介護保険料が差し引かれる場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などの給付が受けられなくなったりします。

40～64 歳の方の介護保険料

40～64 歳の方（第2号被保険者）の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

決まり方

国民健康保険に加入している方



職場の健康保険に加入している方



世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。
※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。

加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。

納め方

同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。

医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。

※40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。